

Newsletter



Institute for International Monetary Affairs
公益財団法人 国際通貨研究所

インド銀行部門 構造と課題

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 研究員
秋山 文子
akiyama@iima.or.jp

要 旨

- ✓ インドでは 1990 年代初頭以来、銀行部門の改革が行われてきた。銀行に対する監督が強化される一方で、銀行の経営を制限してきた諸規制が緩和された結果、インド銀行部門の健全性と収益性は強化された。もっとも、公営銀行の民営化や外資の進出に関しての進み方は遅い。その背景には、「正規金融」の普及というインド独特の政策課題が掲げられていることがある。
- ✓ インドでは、全人口の約 7 割と言われる農村の低所得層を中心に、「非正規金融」と呼ばれる闇金融や親族間金融が浸透しており、国内資本の効率的な配分を妨げ、経済成長を阻む一因となっている。これを排除し、効率のよい「正規金融」へのアクセスを全土に広めることがインド経済全体の底上げに必要というのが政府の方針である。
- ✓ 準備率の更なる引き下げなど改革継続が期待できる分野がある一方で、公営銀行中心の銀行システムや優先分野貸出などの制度は、商業ベースの論理では進みにくい正規金融の社会への浸透を遂行するため、今後も維持される公算が大きい。

本文

1. はじめに

インドの銀行部門は、政府主導色の濃い中で漸進的な改革を続けている。1991年の国際収支危機を境に始まった社会主義型経済政策の改革の中、銀行部門においてもいくつかの規制緩和が断続的に実施された。しかし他のアジア諸国と比較すれば改革のスピードは遅い。

その背景には、金融行政の主眼に「正規金融」の普及というインド独特の目標が掲げられていることがある。インドでは、全人口の約7割と言われる農村を中心に、親族間借入や闇金融などの「非正規金融」が浸透している。これが、国内資本の効率的な配分を妨げ、経済成長を阻んでいる一因との考えから、政府は、認可された通常の銀行システム、即ち「正規金融」へのアクセスを全土に拡大させ、貧困層、ひいてはインド経済全体の底上げに取り組んでいる。このため、商業銀行に対し、農業や小零細企業などの特定分野に対する貸出目標が課されているほか、出店に関しても、地方の農村部への支店展開を優先させる政策がとられている。

こうした政府主導色の強い金融産業政策は、成長部門への貸出の抑制という副作用を起こし、政策推進の中心的役割を担う公営銀行の経営効率を低下させているという批判がある一方で、市場原理だけでは正規金融の普及は進まず、インド経済の底上げは実現しないという考え方も根強い。本稿では、このようなインド固有の状況を中心に、同国銀行部門の特徴・課題と展望を述べたい。

2. インド銀行部門の基本概況

まず始めに、インドの銀行セクターを把握する上で必要な基本的な構造を押さえておこう。

(1) 銀行の種類

インドにおける銀行セクターは、商業銀行と協同組合銀行の2つに大きく分類される（図表1）。両者の総資産規模の比率はおよそ9対1で、商業銀行が銀行セクターの大半を占める。

商業銀行は更にいくつかのカテゴリーに分かれるが、その中で、インド国立銀行（SBI）グループおよびその他の国有銀行からなる公営銀行と呼ばれるものが、総資産ベースで商業銀行全体の7割を占める圧倒的な存在となっている。公営銀行は、社会主義型経済下で誕生したもので、国策に沿って、農村地域への支店網拡大や農業・小規模工業・輸出産業など重点産業に対する貸出に貢献している。一方で、中央集権型の計画経済の中で公務員の扱いで組織運営された影響を今日も引きずっており、組織の硬直化と経営の効率性の低さという官僚制の弊害が指摘されるようになった。1991年の金融改革開始後はこうした課題が徐々に改善され、2000年代に入ってようやく経費率の低

下など実績として効果が表れ始めている。今日では、OECD を始め複数の海外調査機関から、民間銀行との総合的な競争力の差は相当縮まったと評価されている。

公営銀行に続くグループが民間銀行と呼ばれるグループで、総資産ベースで商業銀行全体の約 2 割を占める。民間銀行は更に 1960 年代の銀行国有化計画から外れた小規模な 14 行と、1991 年以降の改革で、銀行セクターの生産性と効率性の向上を目的に、新しいガイドラインに基づいて設立された 7 行に分かれる。資産規模で言えば民間銀行の 8 割近くが新民間銀行であり、その中には、同国第 2 位の総資産を持つ商業銀行 ICICI Bank が含まれる。

外国銀行は、全部で 34 行あるが、資産規模は数パーセントに過ぎず、小さな存在に止まっている。

<インドにおける銀行の種類>

【商業銀行】

1. 公的銀行

(1) インド国立銀行 (State Bank of India: SBI) グループ

国内最大の商業銀行の SBI (1955 年に国有化) と、同行が株式保有する旧州立銀行 5 行。SBI の前身はインド帝国銀行 (Imperial Bank of India) で、1934 年に RBI が設立されるまでは準中央銀行の地位にあった。

(2) その他国有銀行

社会主義型経済政策下の 1969 年 (14 行) と 1980 年 (当時 6 行、現存は 5 行) に国有化された国内主要銀行、および、2004 年から公営銀行の扱いとなったインド産業開発銀行 (IDBI) の計 20 行。

2. 民間銀行

(1) 伝統的民間銀行

1960 年代の銀行国有化計画から外れた、小規模の銀行。

(2) 新民間銀行

社会主義型経済からの移行開始後に、新たなガイドラインに基づいて設立された銀行。1993 年に 10 行、2001 年に 2 行が設立されたが、弱体銀行の統廃合に伴い、現存するのは 7 行。最大手は産業信用投資公社を前身とする ICICI Bank で、その総資産額は SBI に次ぐ国内商業銀行第 2 位 (2010 年度末時点) である。この他大手行の HDFC Bank (同 7 位) は住宅開発金融会社、Axis Bank (同 9 位) は投信会社および政府系保険会社を前身とする。

(3) 地域銀行

地方への銀行機能の提供を目的に、1996 年に設立された 4 行。営業が認められるのは隣接する 3 地域に限られ、業容は極めて小さい。

3. 外国銀行

欧米銀行の他、中東やアジア、本邦銀行が進出している。一部英米銀行は総資産規模で国内上位 20 行に含まれるが、多くは小規模である。現在、外銀は支店形態で業務展開しているが、RBI は将来的に現地法人形態に転換させたい意向である。

4. 地域農村銀行

農村地域、特に同地域の低所得層に適合した銀行システムの設立・定着を目的に、1976年に設立された。資本の65%を政府と州政府が、35%を指定銀行（注2）が保有する。再編を経て、銀行数は2005年以前の196行から82行まで減少したが、依然として自己資本比率が極めて低い銀行が存在するなど、課題は多い。

図表1 商業銀行の総資産額および銀行数

	銀行数	総資産 (億ルピー)	英語名称
商業銀行/指定銀行	191	739,999	Scheduled Banks
◆公営銀行	26	529,382	Public Sector Banks
○SBIグループ	6	159,768	State Bank of India and its Associates
○その他国有銀行	20	369,613	Nationalised Banks
◆民間銀行	25	139,928	Private Sector Banks
○旧民間銀行	14	30,901	Old Private Sector Banks
○新民間銀行	7	108,917	New Private Sector Banks
○地域銀行	4	111	Local Area Banks
◆外国銀行	34	49,153	Foreign Banks
◆地域農村銀行	82	21,536	Regional Rural Banks
商業銀行/非指定銀行	4	NA	Non-Scheduled Banks
協同組合銀行	97,410	76,240	Co-operative Banks

(出所) RBI

注1：協同組合銀行のうち地方協同組合銀行は2010年3月末時点。

注2：インドの銀行は払込資本と準備金の合計規模によって、指定銀行（Scheduled Banks）と非指定銀行（Non-scheduled Banks）に区分される。指定銀行はインド準備銀行（RBI）に一定の準備預金を預託する義務を負う。商業銀行の殆どは指定銀行であり、非指定銀行の存在は無視し得るほどに小さい。協同組合銀行のうち、指定銀行に属するのは都市協同組合銀行の69行のみである。

【協同組合銀行】

協同組合銀行は100年以上の歴史を持ち、地域密着型の小口金融機関として、商業銀行に先駆けて、農村住民を中心とする貧困層の正規金融普及に取り組んできた。ただし、現在の協同組合銀行の総資産額は商業銀行の約1割に止まり、かつて協同組合銀行が大部分を占めた農業分野向けの融資シェアも、現在は商業銀行が逆転している。経営が政府支援に大きく依存していることや、IT技術導入の遅れ、相互ネットワークの欠如などが課題である。協同組合銀行のうち、都市協同組合銀行は都市部の中低所得者に向けて金融サービスを提供する。地方協同組合銀行は農業分野をターゲットとしている。資金調達は主に、政府機関である全国農業農村開発銀行（National Bank for Agricultural and Rural Development : NABARD）にサポートされている。

(2) 総資産額・与信状況

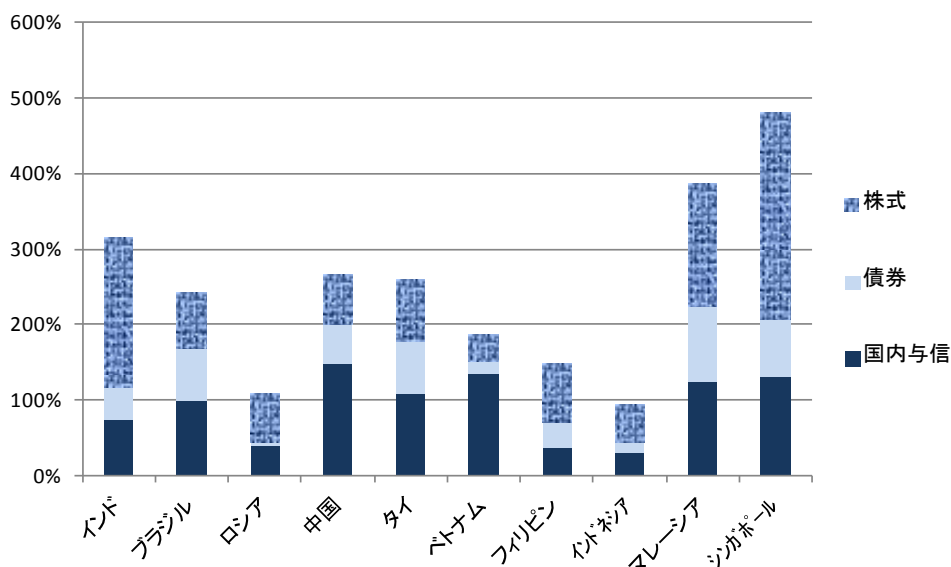
実体経済対比でみたインドの銀行セクターの発展度合いは決して高くはない。インドの

銀行貸出残高の GDP 比は約 7 割に止まっており、アジア諸国および BRICs 諸国と比較しても低い方である（図表 2）。

これは、図表 3 の通りまだ国全体の平均的な姿としてはインド経済が発展初期段階にあり、企業・家計ともに、銀行取引の対象となるほど信用が確立した層が薄いことが主因と思われる。しかし、今後、産業が農業から工業・サービス業へシフトし、社会の都市化が進めば、他のアジア諸国の先例のように借入企業の裾野拡大や、所得定給化による住宅ローンや消費者金融などが自然に拡大するという保証はない。

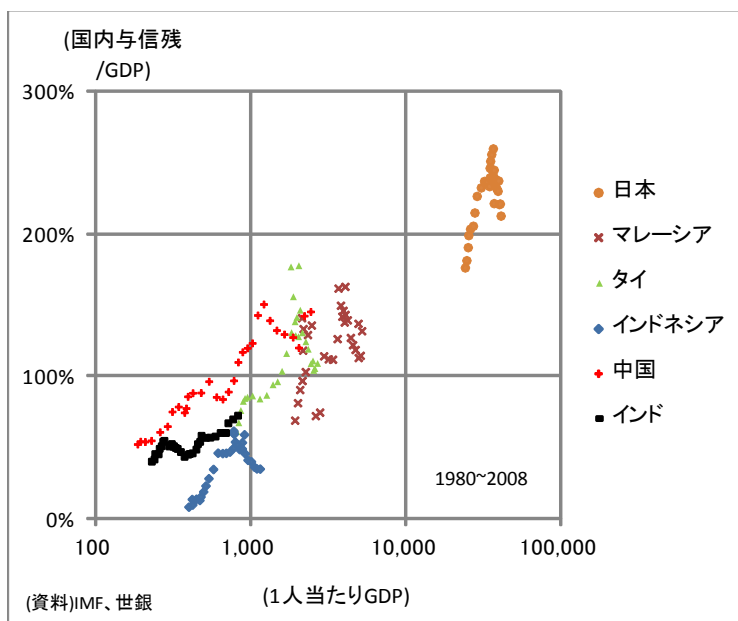
足元の銀行貸出の伸び率は 20% 前後であり、一人当たり GDP が 500~1,000 米ドルの発展段階の国としては明らかに低い。これは、他のアジア諸国が同じ発展段階のころ、経済のリーディング産業の成長を優先させ、こうしたセクター向けの貸出を大きく伸ばしたのとは対照的に、インドでは社会の底上げを重視し、リーディング産業以外に資金が配分されているためと思われる。

図表 2 金融セクターの規模の国際比較（2010 年、GDP 比）



(出所) BIS、IMF、World Federation of Exchanges

図表3 アジア諸国の所得上昇と銀行貸出拡大の関係



(3) 経営健全性

インドの金融機関は、中央銀行であるインド準備銀行（Reserve Bank of India：RBI）の規制・監督下にある（図表4）。自己資本比率や不良債権比率などの銀行の健全性指標は比較的良い。

図表4 インド金融部門の規制・監督体制

規制・監督当局	インド準備銀行(中央銀行、1934 設立)
対象	銀行部門、開発金融機関、ノンバンク、プライマリーディーラー、信用情報会社、金融市場(マネー市場、国債市場、外為市場)
根拠法	◆銀行部門: Banking Regulation Act, 1949 ◆その他機関・金融市場: Reserve Bank of India Act, 1934 ◆信用情報会社: Credit Information(Regulation)Act, 2005
権限	銀行免許の付与、支店開設の許可、必要資本金の規定、企業統治の監視、銀行の支払い能力・流動性確保のためのプルーデンス政策施行、貸出規制、特定分野の金利規制、収益認識・資産査定・投資評価・引当金・与信限度等に関する法的基準の制定、新たな規制の導入など
担当部門	RBI 組織下の各規制・監督担当部署を、金融監督委員会(Board of Financial Supervision : BFS)が総括する。BFS は、RBI の最高機関である中央評議会(Central Board)の委員会として、1994 年に設立された。RBI 総裁が委員長を務める。

(出所) RBI

①自己資本比率

1992 年のバーゼル I 導入以後、商業銀行の自己資本比率は改善が進められてきた。地域農村銀行を除く全ての商業銀行は 2009 年 3 月にバーゼル II を導入済みで、2011 年

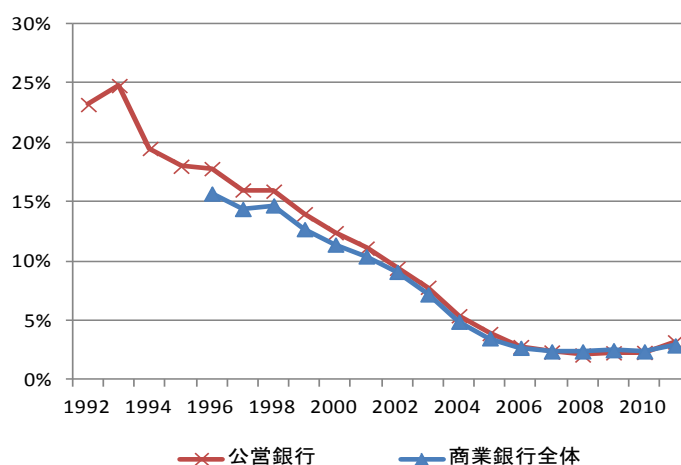
度末時点の商業銀行の自己資本比率は平均 14.25%と、最低所要比率の 9%（国際統一基準は 8%）を十分満たしている。RBI は、2013 年 1 月以降のバーゼルⅢ基準への段階的な移行にも、質・量の両面で問題はないとの見解を示している。

②不良債権比率

近年、商業銀行の不良債権比率は低位で推移している。銀行部門の大部分を占める公営銀行について過去からの推移をたどると、不良債権比率は 1993 年度に 25%（年度末時点、以下同）にも上ったが、政府からの資本注入や監督体制の強化、不良債権処理方法の多様化などにより急速に低下した。その後は、実体経済の堅調な推移による資産の質の改善や分母である銀行貸出そのものの拡大により、低位で推移している。特に 2006 年度以降は 2% 台まで低下した。

景気の減速に伴って、足元では商業銀行の不良債権比率は小幅上昇しており、2011 年度末時点で 2.9% となった（図表 5¹）。先行き、不良債権比率は一段と上昇する可能性がある。背景には、グローバル危機後、RBI が一時的な例外措置として、銀行が標準債権の返済条件を緩和しても、引き続き標準債権として分類することを認めたため、結果的に、一部再生不可能な企業に対する抜本処理が遅れたことがある。もっとも、これら返済条件緩和債権が総貸出に占める割合は 2011 年度末時点では 4.7% で、3 割が不良債権化した場合でも、不良債権比率は 5% 未満に止まる。更に、RBI は公営銀行に対する資本注入や、前述の例外措置に対する見直しを開始するなど、状況の変化を観察しながら早め早めの対応を進めており、金融システムへの悪影響が生じるには至らないとみられている。

図表 5 商業銀行の不良債権比率（単位：%、年度末時点）



（出所）RBI

¹ 尚、RBI は直近の四半期報告にて、各行から中央銀行への報告漏れの不良債権が存在しうることへの懸念を表明しており、インドの銀行の当局宛報告が正確性の面で改善途上にあることには、留意が必要である。

3. インド銀行部門の最近の動向と課題

インドの銀行システムの今日の姿には、前章でみたように農村を中心に広まる巨大な低所得層という特有の社会のニーズが反映されているが、今後の方向性を占う観点から、近年の銀行部門の変化を、規制緩和、民営化と外資規制、正規金融サービスの普及という3つの軸でみてみたい。

(1) 規制緩和

① 3分野での規制緩和

インドの今日の銀行システムにつながる一連の規制緩和は1990年代初頭に始まる。先述の通り、国際収支危機を契機とした社会主義経済からの大きな方向転換の中で、次の3項目において時間をかけて進められている。

(i) 金利の規制緩和：銀行間の競争推進、実体経済の金融コストの軽減による成長促進のために進められ、2011年10月の普通預金金利自由化をもってほぼ完了した。

(ii) 新民間銀行の設立：正規金融サービスの効率向上と銀行セクター全般の競争力強化を目的としたものだが、現在でも新民間銀行の存在は、商業銀行全体の資産の1割余りと小さい。

(iii) 預金準備率と法定準備率の2つの準備率の引き下げ。

中でも、(iii)の預金準備率と法定準備率の引き下げは、今後も改革推進方向の変化が期待できる分野であり、少し詳しくみていきたい。

② 預金準備率と法定準備率の引き下げ

預金準備率（Cash Reserve Ratio: CRR）と法定準備率（Statutory Liquidity Ratio :SLR）の2つの準備率はいずれも銀行の負債総額（NDTL: Net Demand and Time Liabilities）の時価に対する料率である。CRRはRBIへの預託金を、SLRは国債や現金による保有を義務付けるため、いずれも銀行の融資行動の制限要因となる（図表6）。

金融改革開始初期にCRRは15%、SLRは38.5%の高い水準にあった。特にSLRはほとんどが国債であったため、商業銀行のチャネルを通じて巨額の国内貯蓄が国の歳入となった。これは、個々の銀行が直接融資判断するよりも、財政政策の枠組みで国策に沿った資源配分が行われた方がよいという社会主義体制下の思想に基づくものであった。従って、社会主義経済政策の終焉とともに、SLRの水準調整は自然な結論であった。またCRRも、銀行の融資行動の制約を軽減するという方針の中で、同時に引き下げが検討されるようになった。

具体的に預金準備率の方は、1995年末から低下が始まり、2000年には現在の4.5～9.0%のレンジに入った。その後は循環的な引締と緩和の金融政策の中で上下動を繰り返

している。法定準備率の方は 1993 年初から低下が始まり 1997 年には 25%と、ほぼ現在の水準まで低下した。

両準備率の低下により民間セクター向けの貸出が促進されたかという点については、今のところ明確な証拠はない。しかし、準備率（特に法定準備率）と相関性が高いとされる預証率（負債サイドの預金と資産サイドの保有有価証券の比率）の低下に伴う預貸率の上昇が 2000 年後半以降は顕著に起きていることを鑑みると、現在でも合計 30%近くに上る 2つの準備率が引き下げられた場合、更なる与信拡大の一助になることが想定される（図表 7）。政府側も同様の見解で、2011 年 9 月に RBI 総裁は、両準備率について、世界金融危機の際にインドの銀行部門を保護する効果があったことや、幾分バーゼルⅢの模倣対象にもなっていると評価しつつも、引き下げが民間の信用需要への対応になるとの見解を示し段階的に引き下げる意向を表明した。

図表 6 CRR と SLR

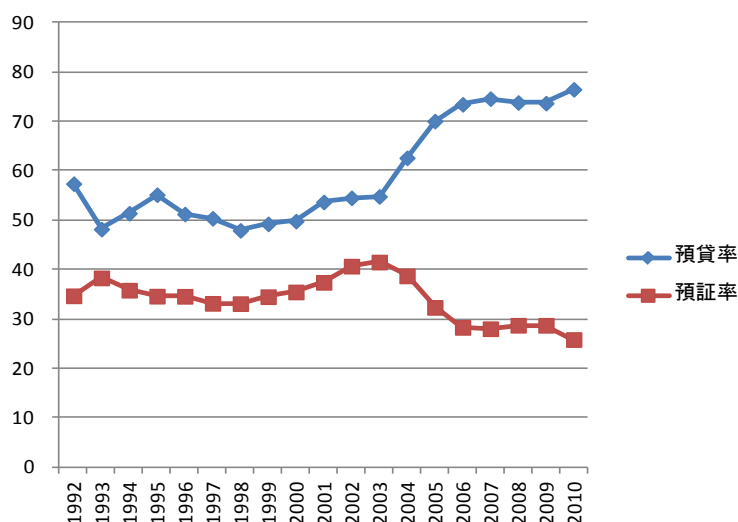
	目的	料率の変動性	1992 年 12 月末時点	2012 年 3 月末時点
CRR	RBI に預託。	金融政策に応じて変動（過去 10 年は 4.5~9%の間で推移）。	15%+ α (*)	4.5%
SLR	現金・金、または国債等投資適格証券で保有。	1997 年に 25%に引き下げ後、2008 年 11 月まで変わらず。	38.5%+ α (**)	23% (過去最低値)

* : 2 週前の金曜日時点からの NDTL 増加分も対象

** : 1992 年 4 月 3 日時点からの NDTL 増加分も対象（料率は 30%）

(出所) RBI

図表 7 預貸率と預証率（単位：%、年度末ベース）



(出所) RBI

(2) 公営銀行の民営化議論、外資規制

①公営銀行の民営化議論

公営銀行の民営化は、労働組合の反対が強いために、金融改革後も進展していない。近年の公営銀行の政府持ち株比率は図表 8 の通りである（SBI グループの州立銀行は除く）。公営銀行の政府持ち株比率は 51%以上と定められているが、ここ数年間は平均 60% 台で推移している。

RBI は金融改革開始当初、公営銀行の経営効率化の一環として、公営銀行に対する政府の最低持ち株比率の引き下げを提議していた。1998 年には、ナラシムハム委員会 II（金融制度改革委員会）が、公営銀行の政府持ち株比率を 51%から 33%に引き下げるという具体的な提案を政府に提出した。しかし、同案の 2000 年財務計画への盛り込みは、銀行の労働組合の強力な反対に阻まれて実現しなかった。

政府内にも公営銀行の更なる改革を求める声は存在しており、2007 年にインド財務省の高度専門委員会が公表した報告書（*Report of the HPEC on Making Mumbai an International Financial Centre*）は、銀行部門の大部分を占めながらも「競争力を欠き、革新的」な公営銀行が、外資規制の緩和を通じて選別されていく必要があると強調している。

海外の調査機関からも民営化促進案が度々提言されている。2011 年に公表された OECD のワーキングペーパー「インドにおける金融部門改革」では、公営銀行の政府持ち株比率を 33%まで引き下げる必要性が改めて強調された。更に、同文書は経営統治が政府管理下から脱することや、公営銀行の従業員の処遇を実質的な公務員から民間銀行従業員と同等に改めることなどが肝要であると指摘した。しかし、民営化促進や統廃合に対する銀行従業員の抵抗は非常に強く、2011 年 8 月には前述の OECD ワーキングペーパーなどに対する大規模なストライキが起こった。

図表 8 公営銀行の政府持ち株比率（年度末時点）

	2007	2008	2009	2010
政府・RBI出資比率（平均）	65.6%	65.0%	64.3%	66.1%
Allahabad Bank	55.2%	55.2%	55.2%	58.0%
Andhra Bank	51.6%	51.6%	51.6%	58.0%
Bank of Baroda	53.8%	53.8%	53.8%	57.0%
Bank of India	64.5%	64.5%	64.5%	65.9%
Bank of Maharashtra	76.8%	76.8%	76.8%	79.2%
Canara Bank	73.2%	73.2%	73.2%	67.7%
Central Bank of India	80.2%	80.2%	80.2%	80.2%
Corporation Bank	57.2%	57.2%	57.2%	58.5%
Dena Bank	51.2%	51.2%	51.2%	58.0%
IDBI Bank Ltd.	52.7%	52.7%	52.7%	65.1%
Indian Bank	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
Indian Overseas Bank	61.2%	61.2%	61.2%	65.9%
Oriental Bank of Commerce	51.1%	51.1%	51.1%	58.0%
Punjab & Sind Bank	100.0%	100.0%	100.0%	82.1%
Punjab National Bank	57.8%	57.8%	57.8%	58.0%
Syndicate Bank	66.5%	66.5%	66.5%	69.5%
UCO Bank	75.0%	63.6%	63.6%	68.1%
Union Bank of India	55.4%	55.4%	55.4%	57.1%
United Bank of India	100.0%	100.0%	84.2%	85.5%
Vijaya Bank	53.9%	53.9%	53.9%	57.7%
State Bank of India	59.7%	59.4%	59.4%	59.4%
その他居住者出資比率（平均）	19.7%	27.1%	25.8%	24.7%
非居住者出資比率（平均）	14.7%	7.9%	9.9%	9.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（出所）RBI

②外資規制

外資規制は、公営銀行の民営化と同様に、あまり進展のみられない分野である。民間銀行に対する外資出資比率の上限は、1991年の改革当初20%であったのが、2002年49%、2004年74%に引き上げられた一方で、2010年度末時点で外資持ち株比率は、平均34%に止まっている（図表9）。背景には、銀行の労働組合を中心に、外資持ち株比率の引き上げに対する反対が強いことが挙げられる。

図表9 インド民間銀行に対する外資出資比率

2007年度末時点		2010年度末時点	
旧民間銀行	(%)	旧民間銀行	(%)
ING Vysya Bank Ltd.	71.2	ING Vysya Bank Ltd.	71.1
Federal Bank Ltd.	58.1	Federal Bank Ltd.	44.2
South Indian Bank Ltd.	53.2	South Indian Bank Ltd.	39.6
Jammu & Kashmir Bank Ltd.	33.9	Ratnakar Bank Ltd.	39.0
Catholic Syrian Bank Ltd.	31.2	Dhanalakshmi Bank Ltd.	38.8
Ratnakar Bank Ltd.	27.3	Catholic Syrian Bank Ltd.	33.8
Dhanalakshmi Bank Ltd.	27.1	City Union Bank Ltd.	25.2
Karur Vysya Bank Ltd.	25.3	Karur Vysya Bank Ltd.	24.9
City Union Bank Ltd.	20.4	Jammu & Kashmir Bank Ltd.	23.4
Tamilnad Mercantile Bank Ltd.	16.9	Tamilnad Mercantile Bank Ltd.	16.6
Bank of Rajasthan Ltd.	15.8	Lakshmi Vilas Bank Ltd.	8.0
Lakshmi Vilas Bank Ltd.	2.9	Karnataka Bank Ltd.	0.4
Karnataka Bank Ltd.	0.3	Nainital Bank Ltd.	-
Nainital Bank Ltd.	-	SBI Commercial & International Bank Ltd	-
SBI Commercial & International Bank Ltd	-	新民間銀行	(%)
新民間銀行	(%)	IndusInd Bank Ltd.	70.6
ICICI Bank Ltd.	69.8	ICICI Bank Ltd.	66.5
Centurion Bank of Punjab Ltd.	66.5	Yes Bank Ltd	51.1
Development Credit Bank Ltd	65.5	HDFC Bank Ltd.	47.2
IndusInd Bank Ltd.	62.1	Axis Bank Ltd.	47.1
Yes Bank Ltd	55.9	Development Credit Bank Ltd	39.4
HDFC Bank Ltd.	49.3	Kotak Mahindra Bank Ltd.	31.1
Axis Bank Ltd.	39.1	平均	34.2
Kotak Mahindra Bank Ltd.	27.6		
平均	35.6		

(出所) RBI

(3) 正規金融サービスの普及

インドは12億人もの巨大人口を抱える上、国民の7割が農村在住で、また低収入であることなどから、現在でも正規金融サービスを全く受けていない国民は約4割に上る。このため、前述の各種銀行の設立の経緯にもみられる通り、銀行部門では、農村地域を念頭においた正規金融サービスの普及に、長らく重点が置かれてきた。ただし、その結果、銀行部門の成長が制約される点も指摘されている。ここでは政策の代表的な具体例として優先分野貸出制度と銀行の店舗開設地域の平準化策を取り上げる。

①優先分野貸出(Priority Sector Lending)

RBIは商業銀行に対して、農業や小零細企業向け貸出をはじめ、住宅ローンや教育ローンなど、特定分野向けの貸出に対する目標を設けている。対象分野の選定条件は、その影響が多く国民および相対的に弱小な部門に及ぶことと、労働集約的なことである。貸出目標は、「調整後純与信額<純与信額+満期保有目的の非SLR債券(法定流動性比率規制を満たすことが保有目的ではない債券)への投資額>」もしくは「オフバランスシート・エクスポージャーの与信相当額」に対する比率で決められており、優先分野貸

出全体で4割という比率が目標値である（目標数値は図表10の通り）。地場銀行の目標は1985年を達成期限として1980年に設定されたが、実際には公営銀行で1998年度、民間銀行で2002年度によようやく達成された。以後、近年は貸出対象の拡大もあって、この目標は概ね達成されている。主要な貸出対象である農業分野向けも、近年は目標近傍で推移している（図表11）。ただし、個別行ベースで見ると、目標未達成のために、ペナルティとして指定の政府金融機関に低金利の預け入れをしている銀行は、かなりの数で存在する。

優先分野向けの不良債権比率は相対的に高く、貸出額が商業銀行全体の約3割であるのに対して、不良債権額は商業銀行全体の約5割に上る。このほか、同制度が対象分野における既得権益の保護を招いているとの見方や、成長分野向け与信拡大の阻害要因となり得るという理由で、海外の調査機関は同貸出に対して、制度の縮小や廃止を提案してきた。制度の不全会も指摘されており、例えば、同貸出の対象に含まれる住宅ローンや教育ローンは、金額上限が幾度も引き上げられ、制度理念の重要な柱である「弱者への金融提供」にはそぐわない内容となっている。しかし、政府とRBIの制度存続方針は依然として強固である。RBIは2012年7月、ガイドラインの見直しを発表し、インド国内に20支店以上を有する外国銀行の主要貸出目標値は、地場銀行と同水準に引き上げられた。

図表10 優先分野貸出の主な目標値

（調整後純与信額もしくはオフバランスシート・エクスポージャー与信相当額比率）

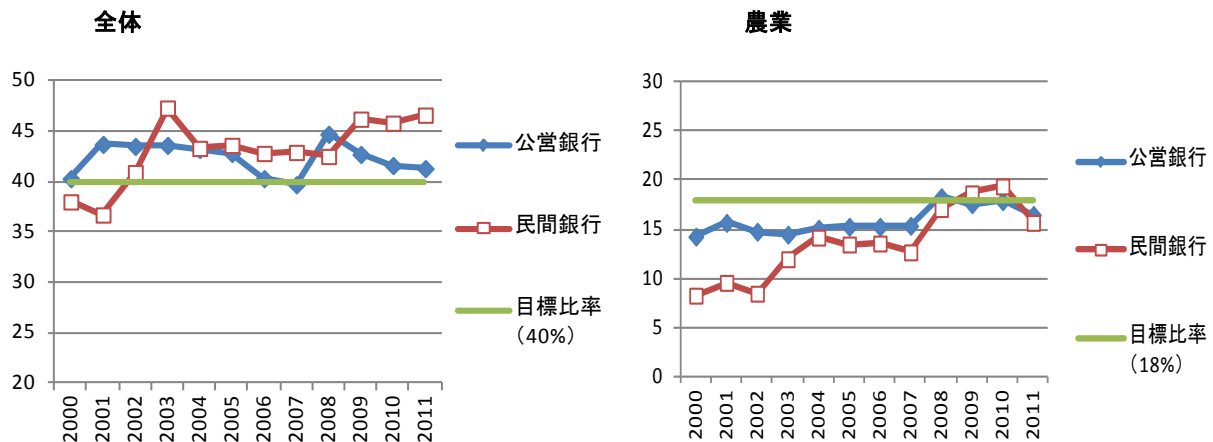
	優先分野全体	農業	社会的弱小部門
地場銀行、およびインド国内に20支店以上を有する外国銀行	40%	18%	10%
その他外国銀行	32%		

*外国銀行に対して設けられていた分野別貸出目標（小零細企業10%、輸出信用12%）は2012年に廃止された。

*目標未達成の場合、地場銀行はNABARD内の農村インフラ開発基金（Rural Infrastructure Development Fund: RIDF）、外国銀行はインド小企業開発銀行（Small Industries Development Bank of India: SIDIBI）内の小企業開発基金（Small Enterprises Development Fund: SEDF）に、必要分を、目標未達成度合いに応じた、低い金利で預託しなければならない。

（出所）RBI

図表 11 分野別目標達成状況 (単位：%、年度末時点 ※2004年度以前のデータとは厳密には連続しない)

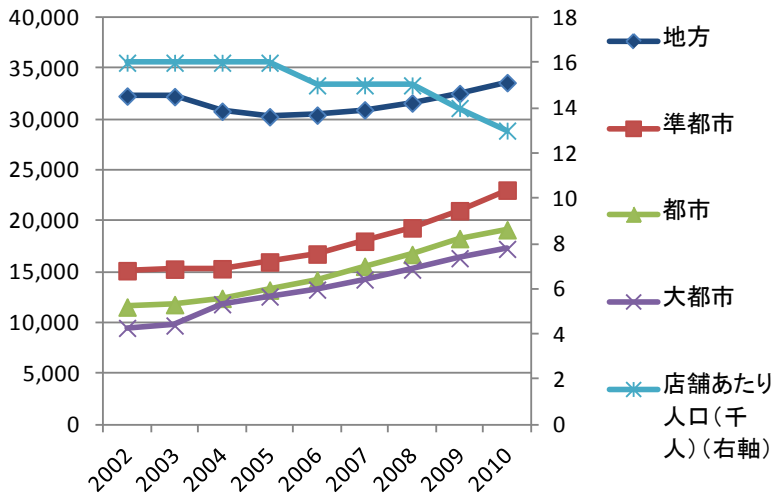


(出所) RBI

②店舗開設地域の平準化策

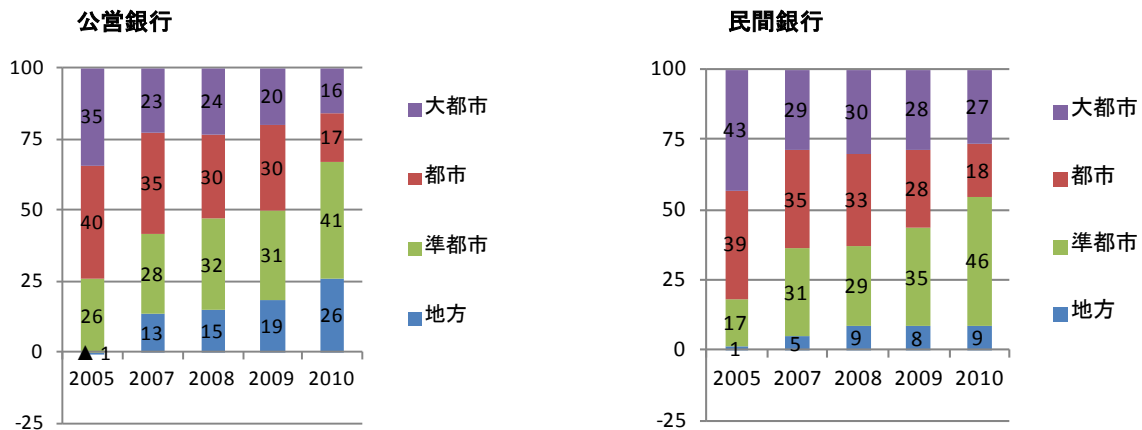
RBIは2005年の年次政策報告にて金融包摂 (Financial Inclusion) の推進を宣言し、地方への店舗開設に再び力を入れている。主な背景には、金融改革以降、銀行が非採算性を理由に農村地域への進出を避けるようになったことがある。RBIは、貧困層向け金融商品の開発や金融教育の普及を進めつつ、銀行代理店や支店、ATMを通じた銀行サービスの普及を目指している。銀行サービスを受ける村の数は、2011年時点で60万中10万だが、RBIは残りの50万の村にも行き渡らせるという最終目標を掲げている。図表12および13の通り、2000年代後半以降、地方(人口1万人未満)への銀行出店は、政策の進展を反映して順調に増加した。更なる地域間の店舗数平準化のため、国内商業銀行に対しては、現在、図表14に示される店舗開設地域の偏重是正策がとられている。地方出店の増加が、実際の地域住民の預金や貸出の増加を十分に伴っていくか否かが注目される。

図表 12 地域別店舗数 (単位: 店舗、年度末時点)



(出所) RBI

図表 13 ネット店舗増減数の地域別比率 (単位: %, 年度ベース)



* 2006 年度データは公表無し

(出所) RBI

図表 14 商業銀行に対する店舗開設地域の偏重是正策

1. 事前許可

人口 10 万人以上の地域 (都市、大都市) における有人の拠点は、RBI の事前許可が必要である。これに対して、人口 10 万人未満の地域 (準都市、地方) および北東部州とシッキム州における有人の拠点 (店舗、集中センター等)、人口 5 万人未満の地域 (準都市、地方) におけるモバイル店舗の出店は、RBI の事前許可を必要としない。

2. 新規出店数の 4 分の 1 以上を地方に

顧客向け銀行取引を行う商業銀行の実店舗が存在しない、人口 1 万人未満の地域 (地方) における店舗開設が、全新規出店予定数の 25% 以上を占めなければならない。

3. 地方、準都市出店に対するインセンティブの供与

2. に基づく出店とは別に、正規金融サービスが不足している州の、正規金融サービスが不足している人口10万人未満の地域に1店舗開設すれば、人口10万人以上の地域に1店舗開設する許可が与えられる。

4. 都市・大都市への出店数の制限

人口10万人未満の地域、および北東部州とシッキム州への出店数を、人口10万人以上の地域への出店数が上回らないように許可を制限する。また、人口10万人以上の地域への出店可否の検討に際しては、銀行の金融包摂、優先分野貸出、顧客サービスの状況も考慮される。

(出所) RBI

4. 展望

(1) 準備率引き下げの動きは継続

1990年代初頭以降の規制緩和の流れは、現在も続いている。RBIは2010年に新たな民間銀行の設立を認可する方針を表明しており、目下、最終ガイドラインの発表が待たれる。インド政府は銀行における議決権上限の引き上げを図っており、民間銀行では現在の10%から26%に引き上げられる可能性がある。2種類の準備率(預金準備率と法定準備率)は、引き下げで検討が続けられている。このうち、法定準備率(SLR)は現在23%と非常に高い水準にあるため引き下げ余地が大きい。当局もその意向であり、これは段階的な引き下げが比較的早く実現するのではないだろうか。SLRが引き下げられれば、銀行の資産が国債から貸出にシフトする余地が生じるため、経済全体も、民間部門による透明性あるガバナンスと効率よい運営が浸透することが期待される。

(2) 公営銀行の民営化促進は慎重を要しよう

公営銀行の民営化促進は慎重なペースで進められよう。RBIの長期政策課題は、より効率の高い金融システムで多くの国民の経済活動を包含し、裾野広い経済の底上げを図ることである。民間の市場原理に任せていけば、短期的な収益が重視されるあまり、2000年代半ばにみられたような地域間の銀行出店数の極端な偏りなどが発生し、マクロ経済発展の阻害要因となりうる。このため、インド銀行部門の運営形態は、今後も公営が支配的な地位を占める姿に大きな変化はないであろう。

(3) 正規金融の拡大に向けた現制度は継続

正規金融拡大の代表的な政策である優先分野貸出制度には、特に外国企業や金融機関から多くの批判があるが、政府側の存続意思は堅い。実際、同制度が主な対象である農業や小零細企業、社会的弱者などに対する貸出量の底上げの役割を果たしていることは事実であり、今後も見直しを経ながらも維持されるとみられる。また、貧困層向け金融商品の開発・普及策、銀行店舗網拡大策などの金融包摂政策も、政策の不備や過度の規制に修正が加えられながら、確固として継続されるとみられる。

インド銀行部門に多く残る規制・制度は、既得権益を保護する弊害もあるが、正規金融の枠外に国民の4割が残されているという現実は重い。今後も改革を巡り内外からの議論が続くだろうが、政府主導の体制の下で慎重な政策運営が維持され、改革のペースも緩やかなものにとどまる公算が大きい。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2012 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>